

栃木市自治基本条例の見直しに関する報告書における提言に対する

対応方針について【報告】

令和8年5月21日の全体会后に、市長あてに栃木市自治基本条例の見直しに関する報告書を提出いたしました。

提出後、報告書内「5 提言」に示された以下の2点について、関係課（総合政策課及び地域政策課）に、対応方針の作成を依頼し、以下のとおり回答がありましたので、報告いたします。

提言①	自治基本条例第15条（交流）及び第43条（国際交流）関係
-----	------------------------------

近年、栃木市でも外国人住民が増加しており、外国人住民は、教育、医療、就労等、日常生活の様々な場面で不便を強いられていることが多いと推察される。

また、自治会運営においても、日本人住民と外国人住民との間で、言葉や文化の壁が存在し、地域で共に生活する上での課題が生じている。

そのような中、「互いの文化や考え方の違いを理解し、それらを社会の力として生かしながら、誰もが尊厳を持って安全安心に暮らせる社会を築いていく」という多文化共生の理念に基づいた相互理解と交流が、今後ますます重要になると考えられる。

そこで、多文化共生の理念を本条例に反映することについて、検討を進めていただきたい。

対応方針①	（総合政策課 回答）
-------	------------

国の社会経済のグローバル化や外国人材の受入れ拡大を背景に、本市の外国人住民数は年々増加していることから、本市では、日本人住民と外国人住民が互いの文化や考え方の違いを理解し、ともに歩むまちづくりを推進するため、令和8年3月に「栃木市多文化共生推進プラン」を策定しました。

今後、プランに記載した多文化共生の理念に基づき、各施策を着実に推進し、本市における多文化共生社会の実現を図ってまいります。

また、プランの進捗管理を行う中で、住民のニーズの把握に努め、課題解決に向けて柔軟に取り組むとともに、相互理解と交流を図ることにより、市全体で多文化共生に対する機運を醸成してまいります。

多文化共生に関する事項の条文化については、プランで掲げた多文化共生の理念に基づくまちづくりの推進に寄与すると考えられますので、住民の理解と機運の醸成を図ったうえで、自治基本条例への反映に向けて具体的に検討を進めてまいります。

提言② 自治基本条例第25条（協働）関係

本条例と他市の自治基本条例とを比較した際、他市の自治基本条例において「協創」「共創」という理念を掲げているものが見受けられた。

今回の検証の中で、部会においては、「協創」「共創」とは協働の発展形であり、「市とその他の団体や事業者等が協力・連携し、結果として残る成果物を作り上げるもの」であると理解したところである。

本市においては、「協働」を自治の原則の一つに掲げ、まちづくりを推進しているところ、さらなる飛躍に向けて、将来的に「協創」「共創」の概念を取り入れることについて、研究を進めていただきたい。

対応方針② （地域政策課 回答）

本市では、自治基本条例に基づき、市民の皆様と行政が対等な立場で役割を分担し合う「協働のまちづくり」を進めてまいりました。

一方で、社会課題の複雑化・多様化が進展する中においては、「協働」の概念だけではなく、新たな価値や解決策を共に生み出す「協創」や「共創」の概念は、持続可能な地域社会の形成において、非常に有効なアプローチであると考えております。

こうしたことから、市民参加や協働を基盤とし、市とその他の団体や事業者等が協力・連携して成果物を作り上げる協創（共創）型のまちづくりを推進するため、先進自治体の事例収集や調査・研究を行ってまいります。